

農業改良資金制度運用基本要綱(抜粋)

平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知

平成18年3月30日付け17経営第7253号農林水産事務次官依命通知 最終改正

第2 貸付資格の認定

1 農業改良措置に関する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第7条第2項、農業改良資金助成法施行規則（平成14年農林水産省令第57号）第2条で定めるところであり、農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け経営第1704号農林水産事務次官依命通知。以下「資金基本要綱」という。）の第3の1の(1)において定める経営改善資金計画書及び本要綱第3の5のただし書で定める計画書（以下「経営改善資金計画書」という。）に含まれるため、当該計画書により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

都道府県知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法の定めるところにより貸付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格を認定するものとする。（別添 参照）

なお、当該認定に当たっての留意すべき事項は経営局長が別に定めるところによるものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、酪農、肉用牛、養豚、養鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

農業改良措置の判断基準（例）

項 目	無利子とする理由	判 断 基 準	具 体 例
<p>1 農業の新部門等への進出</p>	<p>当該担い手の従来の農業技術では対応できない</p> <p>〔 1 新部門導入にあたり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高 2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要 3 新たな取り組みへの精神的な負担 〕</p>	<p>以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目区分へ進出する場合 〔 米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、きのこ、工芸作物、飼料作物、酪農、肉牛、養豚、その他家畜（露地・施設に区分される部門については、必要に応じて区分） 〕</p> <p>作目区分は従来と同じであるが、先駆的な技術で、品質・収量の向上やコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合</p> <p>作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減など経営の合理化に資するものを導入する場合</p>	<p>・輸入による価格下落に悩む野菜農家 花きの施設栽培を導入</p> <p>・需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 畜産に転換</p> <p>・トマトの露地栽培 施設水耕栽培</p> <p>・水稻慣行栽培 水稻直播による大規模栽培</p> <p>・野菜慣行栽培 低コスト機械化体系の導入</p> <p>・当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上 等を図る場合</p> <p>・利用権の設定や受委託による農地等の利用集積を図る場合</p>
<p>2 加工・流通部門への進出（起業）</p> <p>〔 主として自らの農業経営において生産した農畜産物の加工・流通をいう 〕</p>	<p>当該担い手の従来の技術、経営ノウハウ等では対応できない</p> <p>〔 1 新部門導入にあたり、必要な機械・施設等を整備するため、初度コストが割高 2 高度な技術の修得が必要であるとともに技術の定着までに時間が必要 3 系統等の既存の情報の他、独自でも市場動向、消費者ニーズの的確な把握が必要 4 新たな取り組みへの精神的な負担 〕</p>	<p>加工・流通に取り組んでいない者が、これを開始する場合</p> <p>既に加工・流通に取り組んでいた者が、従来のノウハウでは対応できない新しい加工分野・流通方法等を開始する場合</p>	<p>・転作大豆を用いた豆乳アイスクリーム作りを開始</p> <p>・地域内の消費者向けの直売の開始</p> <p>・酪農法人が、ナチュラルチーズ加工を開始</p> <p>・インターネットを利用した直接販売の開始</p> <p>・農作業・加工体験等を組み合わせた消費者との交流を併せ行う取組</p> <p>・ブドウのジャム加工 ワイン製造開始</p> <p>・カット野菜製造 野菜ジュース製造開始</p> <p>・搾っただけのジュース製造 濁りや変色のないジュースの製造開始</p>